

学校において予防すべき感染症の種類

◎学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間については以下を参考にしてください。

出席停止の基準

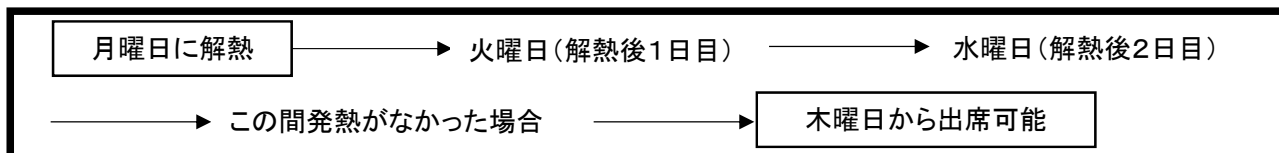
分類	病名	出席停止の基準
第1種	エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群 (SARS) 急性灰白髄炎 (ポリオ) 鳥インフルエンザ (H5N1) など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症した後 5 日、かつ、解熱後 2 日 (幼児 は3 日) を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5 日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱した後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後 5 日間を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱	発熱、咽頭炎、結膜炎などの主要症状が消失した後 2 日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎 症 急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 (※1)	症状や流行の程度によって出席停止になる場合があります。主治医の指示を受けてください。

※1：その他の感染症…溶連菌感染症、ウイルス性肝炎 A 型・E 型、手足口病、伝染性紅斑 (リンゴ病)、ペルパングーナ、マイコプラズマ肺炎、感染性胃腸炎 (流行性おう吐下痢症) など

※2：出席停止の期間は感染症の種類に応じて基準が定められていますが、病状によっては個人差がありますので、合併症の起こらないように十分休養し、医師の診断に基づいて登校するようにしてください。

※3：感染拡大をを防ぐため、出席停止中は友達との接触は避けてください。

※4：「〇〇した後△△日を経過するまで」とした場合は「〇〇」という現象が見られた日の翌日を1日目として算出する。
例えば「解熱した後2日を経過するまで」とした場合は次のとおりである。(下図)



ご不明な点がございましたら、保健室までご連絡ください。